

単位認定長期留学要項

ANGERS
ANGERS

DIJON

MONTPELLIER

PARIS
PARIS

白百合女子大学
フランス語フランス文学科

学納金についての諸注意事項

- ①： 単位認定長期留学（以下：長期留学）で単位を認定するためには、白百合女子大学に在籍していることが条件となります。つまり、留学先へ納める学費とは別に、本学へも学費や諸経費等を全額納めることが必要となりますので、保護者の方とよくご相談下さい。（ガイダンス時に配布した『学生生活ガイドブック』の「白百合女子大学外国留学規定内規」参照）
- ②： 長期留学終了後に留学期間中の本学授業料の一部（1年間の留学：半額分相当、半年間の留学：4分の1額分相当）を奨学金として給付申請することができます。

お問い合わせ先

学納金に関すること……総務部総務課

奨学金給付申請に関すること……学生部学生生活課

フランス語フランス文学科専門科目に関すること……教務部教務課フランス語フランス文学科研究室
留学で得た単位に関すること……教務部教務課フランス語フランス文学科研究室

フランス語フランス文学科専門科目以外の科目に関すること……教務部教務課
中等教職課程に関すること……教務部教務課
司書課程、司書教諭課程に関すること……教務部教務課
日本語教育副専攻に関すること……教務部教務課

初等教職課程、保育士養成課程に関すること……教務部生涯学習・資格センター事務課

就職に関すること……学生部キャリア支援課

留学に関する一般的な相談……教務部教務課国際交流関係室

ビザ取得に関すること……在日フランス大使館 <http://www.ambafrance-jp.org>

在フランス日本大使館……<http://www.fr.emb-japan.go.jp/jp>

外務省 海外安全ホームページ……<http://www.pubanzen.mofa.go.jp>

単位認定校の連絡先

A N G E R S	<p>UNIVERSITÉ CATHOLIQUE DE L'OUEST</p> <p>CENTRE INTERNATIONAL D'ÉTUDES FRANÇAISES 3, Place André-Leroy BP10808 49008 Angers Cedex 01 http://www.cidef.uco.fr/</p>
D I J O N	<p>UNIVERSITÉ DE BOURGOGNE</p> <p>CENTRE INTERNATIONAL D'ÉTUDES FRANÇAISES Maison de l'Université BP87874 - 21078 Dijon Cedex http://u-bourgogne.fr/CIEF/</p>
MONTPELLIER	<p>UNIVERSITÉ PAUL-VALÉRY MONTPELLIER III</p> <p>INSTITUT D'ÉTUDES FRANÇAISES POUR ÉTRANGERS Route de Mende 34199 Montpellier Cedex 5 http://iefe.univ-montp3.fr/</p>
P A R I S	<p>INSTITUT CATHOLIQUE DE PARIS</p> <p>INSTITUT DE LANGUE ET DE CULTURE FRANÇAISES 21, rue d'Assas 75270 Paris Cedex 06 http://www.icp.fr/icp/index.php</p>

長期留学の規則

- ① 留学期間は半年（フランスの大学年度の1 semestre）、又は1年（2 semestres）とします。ただし、未習者の1年次、また未習、既習を問わず4年次後期を含む留学は認められません。
- ② 認定単位数は30単位を上限とします。
これは単位認定短期留学（以下：短期留学）で認定を受けた（もしくは受ける）単位を含めての上限です。例えば、短期留学で8単位取得していれば、長期留学で認定され得る単位の上限は22単位（ $30-8=22$ ）となります。
- ③ 長期留学時に履修した科目については、授業時間数と成績に従って単位が認定されます。ただし、3～4年次に留学し、全くの初心者向けのクラスで授業を受けた場合、認定される単位は通常の1/2となります。
- ④ 長期留学で認定された単位はフランス語フランス文学科で指定されている専門科目のみに振り替えが可能です。振り替えのできない必修科目もあります。詳細は『フランス語フランス文学科の必修科目 留意事項』（次ページ）でご確認下さい。本学科以外の科目（宗教学、共通科目、外国語、教職課程、司書課程、他学科の科目など）への振り替えはできません。
- ⑤ 卒業論文（以下：卒論）の執筆は本学で履修しなければなりません。
卒論執筆をするためには、4年次前期から本学で卒論を履修しなければなりません。4年次前期まで留学をし後期から本学で卒論執筆をすることはできません。
卒論執筆を希望し、かつ3年次後期まで長期留学をする場合は、以下のことにご注意下さい。

渡仏前に『卒業論文執筆題目書』をフランス語フランス文学科研究室で必ず受け取って下さい。渡仏後に要求されても、郵送によるお渡しはしません。

3年次の1月中旬まで（日程の詳細は渡仏前にお知らせします）に、『卒業論文執筆題目書』と『卒論計画書』（原稿用紙3枚程度）をフランス語フランス文学科研究室宛に郵送して下さい。

フランス語フランス文学科の必修科目 留意事項

事項	留意点
必修語学科目の各学年共通	<p>帰国後、渡された振替願書に振替希望単位を記入して教務課に提出して下さい。</p> <p>先取り振り替えはできません。例えば、2年次に留学をして3年次前期から本学で履修する際、必修科目のフランス語ⅢA,ⅢB,ⅢC への振り替えはできないため、これらの科目は本学で履修しなければなりません。</p> <p>『振替指定専門科目』へ振り替え出来るのは、長期留学時で得た単位からのみです。</p> <p>従って、長期留学の前後に短期留学を続けて行った場合、その短期留学分の単位は『フランス語選択必修Ⅲ』に加算される形になります。</p>
再履修科目	通年単位で振り替え手続きを行って下さい。
文明史、文学概説	長期留学単位で振り替えができます。
3年次後期から本学で履修する場合	『フランス語ⅢA』、『フランス語ⅢB』、『フランス語ⅢC』への振り替えができます。
卒業論文	<p style="text-align: center;">【3年次前期から1年間留学をし、卒業論文を選択する場合…】</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>渡仏前に『卒業論文題目報告書』をフランス語フランス文学科研究室で必ず受け取って下さい。そして、3年次1月の指定日までに『卒業論文題目報告書』と『卒論計画書』をフランス語フランス文学科研究室へ郵送して下さい。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>4年次前期に『フランス文学基礎研究』（卒論履修者は原則として3年次必修）を必ず履修して下さい。</p> <p>「卒業論文翻訳」を選択することはできません。</p> <p>「卒業論文翻訳」を希望した場合、3年次後期に行われる統一試験の試験結果によって「卒業論文翻訳」の可否が審査されます。</p> <p style="text-align: center;">【3年次後期から1年間留学をした場合…】</p> <p>卒業論文を選択することはできません。『特殊講義』2コマの半期認定登録をして下さい。</p>
振替不可の科目	<p style="text-align: center;">下記の科目は長期留学単位からの振替が出来ないので、本学で履修すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『フランス文学基礎研究』…卒業論文選択希望者は必修科目です。 ・『卒業論文』…特殊講義と並行して履修することはできません。 ・『特殊講義』…卒業論文と並行して履修することはできません。 ・『フランス文明史』…教職課程履修者は本学で履修しなければなりません。 ・『フランス文学史概説』…教職課程履修者は本学で履修しなければなりません。 ・『フランス語ⅢA』…教職課程履修者は本学で履修しなければなりません。 ・『フランス語ⅢB』…教職課程履修者は本学で履修しなければなりません。 ・『フランス語ⅢC』…教職課程履修者は本学で履修しなければなりません。 ・『仏語科教育法』…教職課程履修者は本学で履修しなければなりません。

注意…教務課での半期認定登録には印鑑が必要です。忘れずに印鑑をお持ち下さい。

※上記の内容に関する質問事項はフランス語フランス文学科研究室へお問い合わせ下さい。

本学での長期留学の手続き

渡仏前

① 『長期留学願書』を提出する

フランス語フランス文学科の掲示板で願書受付のお知らせをします。同時に、フランス語フランス文学科研究室のカウンター上に願書が用意されますので、必要事項を記入の上、期日までに指定場所に提出して下さい。長期留学にあわせて短期留学も受講する場合は、短期留学の願書も必ず同時に提出して下さい。また、長期留学をすることについて、必ずアドバイザーに相談と報告をして下さい。

② 『留学届』を提出する

願書の提出を済ませたら、教務課で留学届の手続きをします。用紙を受け取って、必要事項を記入の上、期日（フランス語フランス文学科の掲示板でご確認下さい）までに教務課へ提出して下さい。

③ 『留学書類』と『留学許可書』を受け取る

願書をもとに、留学書類を作成します。書類受け取り期間はフランス語フランス文学科の掲示板でお知らせしますので、期日中に必ず受け取って下さい。この書類がないと、留学を終了しても単位が認定されません。仮に受け取らないで渡仏した場合、郵送によるお渡しは一切しませんので、忘れずに取りに来て下さい。留学許可書は教務課でお渡しします。許可書に関しては教務課の掲示板でご確認下さい。

留学中（詳細は渡仏前にお渡しする書面で必ずご確認ください）

④ 書類を渡す

クラス分け後の授業初日、留学先の学校の担当教員に『留学書類』を渡して下さい。

⑤ 書類を受け取る

学期の最終日に、留学先の学校から単位認定に必要な書類を必ず受け取って下さい。留学先の学校によって、渡される書類は異なります。また、1年間長期留学をする場合は、学期終了毎に書類を必ず受け取って下さい。

帰国後

⑥ 書類を提出する

単位認定に必要な書類を期日までにフランス語フランス文学科研究室へ提出して下さい。詳細は渡仏前にお渡しする書面でご確認ください。

⑦ 『留学終了届』を提出する

用紙は教務課から受け取って下さい。必要事項を記入の上、教務課へ提出して下さい。

⑧ 本学で履修のための科目登録手続きをする

長期留学が前期終了の場合と後期終了の場合で手続きの仕方が異なります。手続きに関するお知らせを以下の時期に保証人宛にお送りします。必ずご確認ください。

本学の前期終了者：6月から7月にかけて郵送します。

本学科が指定した日（9月中旬）に必ず来校し、後期分の科目履修登録をして下さい。

本学の後期終了者：1月中旬にかけて郵送します。

新学年度最初のガイダンスに出席し、他学生と同時に通年分の科目履修登録をして下さい。

実務手続き

本学では長期留学や短期留学の実務手続きを行っておりません。自分自身で行うか、代行会社に委託して下さい。実務手続きを円滑に進めるため、代行会社に委託することをお勧めします。

遅くとも、長期留学開始の半年前までには手続きを開始して下さい。

◆ 自分自身で手続きをする場合（おおよその流れ）

1：資料請求

学籍上、前期から長期留学を開始する場合：7月頃までには資料請求をしておきましょう。

学籍上、後期から長期留学を開始する場合：2月頃までには資料請求をしておきましょう。

2：学校や滞在先への申し込み

資料が届いたらその指示に従って入学申し込みの手続きを進めて下さい。資料には滞在形式のことも記載されていますので、滞在先の手続きもその指示に従って行って下さい。

3：海外損害保険に加入する

査証（ビザ）を取得する為にも保険加入は必要です。保険加入に関しては保険会社にお問い合わせ下さい。

4：査証（ビザ）の申請をする

査証（ビザ）に関することは、フランス大使館にお問い合わせ下さい。申請に必要な書類、費用、また申請にかかる日数などを確認しておきましょう。また、あまり早くに査証（ビザ）を取得すると、渡仏前に査証（ビザ）の有効期限が切れることもありますので、ご注意下さい。

5：航空券を予約する

航空券には様々な種類がありますので、航空会社や旅行代理店に問い合わせて手配して下さい。また、時期によっては、すぐに席が埋まってしまうこともありますので、ご注意下さい。

6：滞在許可証を申請する（6ヶ月以上の学生ビザ取得者のみ対象）

フランスに6ヶ月以上滞在する場合、フランス入国後すぐに滞在許可証（Carte de séjour）を申請しなければなりません。申請に必要な書類、費用、また申請先などは滞在する県によって異なります。滞在許可証については長期留学する学校からの資料に記載されていますので、渡仏前に確認しておきましょう。滞在許可証についての質問は留学先の学校にお問い合わせ下さい。

◆ 代行会社に委託して手続きを進める場合

代行会社へ委託する場合でも、遅くとも長期留学開始の半年前から問い合わせを始めましょう。留学する学校によっては、委託手続き受付の締め切りもあります。また、代行会社によって、代行手続きの内容や代行手数料が異なりますので、よく比較検討して選択して下さい。代行手続きに関する詳細や質問事項は代行会社に直接お問い合わせ下さい。

長期留学に伴う諸注意

- ◆ 長期留学をしたからといって、単位を必ず取得できるとは限りません。真面目に、かつ積極的に授業に参加し試験に合格しなければ、単位は取得できません。場合によっては、帰国後、本学で留年になること、フランス語フランス文学科の専門科目を再履修しなければならないこともあります。
- ◆ 『留学届』や『留学終了届』の手続きをし忘れると、長期留学が正式なものと認められず、よって長期留学で取得した単位も認定されなくなります。
- ◆ 留学許可書が出された時点以降に長期留学を中止する場合は、必ず教務課で所定の手続きをとって下さい。
- ◆ 春学期や秋学期の途中で、長期留学を中止することはできません。学期単位で単位を算出するため、学期中に長期留学を中止するとその学期の残りの日数は欠席扱いとなります。
- ◆ 長期留学を2回に分けてすることはできません。長期留学は1回のみとなります。(例：2年次の後期から半年間の長期留学をし、一旦帰国をして、3年次の前期は本学で、3年次の後期から再び長期留学をする、ということはありません。)
- ◆ 長期留学中に留学期間を1年間から半年間へ変更することは可能です。その場合、帰国前にその旨を本学のアドバイザーとフランス語フランス文学科研究室へ連絡し、『留学書類』をご返却下さい。また、帰国後、教務課で所定の手続きを必ずとって下さい。この手続きをし忘れると、長期留学が続けられていることになり、本学で履修した単位を取得することができません。
- ◆ 長期留学中に留学期間を半年間から1年間へ延長申請することはできません。
- ◆ 単位認定書類に不備や不明点がある場合は面接を行います。場合によっては、単位認定ができないこともあります。
- ◆ 本学の後期から1年間長期留学をする場合、渡仏前に履修した科目の前期の成績はその学年度の終わり(3月下旬)に日本の保証人宛に郵送します。
- ◆ 連絡事項は掲示板でお知らせしますので、必ず確認をし、その指示に従って行動して下さい。掲示板の指示に従わなかったことによる各自の不利益には、本学では一切の責任を負いませんので予めご了承下さい。フランス語フランス文学科の掲示板のみならず、教務部教務課、学生部学生生活課などの掲示板も必ずご確認下さい。
- ◆ 査証(ビザ)申請の書類には法定翻訳を必要としているものが幾つかあります。法廷翻訳には日数や費用がかかる上、フランス大使館指定の翻訳会社に依頼しなければなりません。詳細はフランス大使館へお問い合わせ下さい。

- ◆ 長期留学にあわせて短期留学をする場合、短期留学の要項を必ずよくお読み下さい。規定内容が異なりますので、ご注意下さい。
- ◆ 長期留学の体験アンケートがフランス語フランス文学科研究室にあります。自由に閲覧できますので、参考のためにも読んでおきましょう。
- ◆ フランスについての疑問点はT Aに質問をしましょう。T Aの在室時間はフランス語フランス文学科研究室の掲示板でご確認下さい。
- ◆ 留学を成功させるためには、余裕をもって計画を立て、責任を持って行動しましょう。
- ◆ 問題が生じた場合は、早めに留学先の担当者や本学のアドバイザーに相談して下さい。
- ◆ フランス語フランス文学科研究室に、最新の連絡先を必ず伝えて下さい。
連絡先の内容：フランス滞在時の住所やメールアドレス、日本での連絡先（住所や電話番号など）。

～ 教職課程を履修している場合 ～

4年間で卒業するためには、未習・既習を問わず
長期留学を2年次までに終了させなければなりません。
教職課程に関する質問は教務部教務課へ直接お問い合わせ下さい。

白 百 合 女 子 大 学

住所：〒182-8525 東京都調布市緑ヶ丘1-25

電話：03-3326-5050（大代表）

H/P：<http://www.shirayuri.ac.jp/>